



## 【各県の最低賃金の動向 今年も微増】

令和2年10月より最低賃金がまた上がります。

コロナウイルスの影響で厳しい状況にある中小零細企業に配慮し「上げない」と言っていたのに、今年度は、全国加重平均で1円（901円→902円）の上昇となります。

上昇しない都道府県もあります。

北海道： 861円（変更無し）

東京都： 1,013円（変更無し）

静岡県： 885円（変更無し）

京都府： 909円（変更無し）

大阪府： 964円（変更無し）

広島県： 871円（変更無し）

山口県： 829円（変更無し）

## 【最低賃金が上がると何をすればいいの？】

### 最低賃金のチェック

最低賃金のチェックは時給の社員だけでなく、月給、日給、出来高払いの方についても時給換算での確認が必要です。

また最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる固定的な賃金です。

ただし、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は最低賃金の対象ではありませんのでご注意ください。

最低賃金の計算は複雑です。

月給と日給（勤務日数に合わせて支払われる給与）などが混在している場合や固定残業代を含んでいる場合などは特に注意が必要です。

## 【今後の予測！】

菅氏は官房長官時代に、「最低賃金の5%引き上げ」を主張しています。

また中小企業の再編にも言及しています。

最低賃金が5%と上がると、全国加重平均で45円も上がることとなります。

最低賃金を上げる本当の理由は、「社会保障費の財源確保」と言われています。

給料が上がっても、その分、社会保険料や所得税、地方税も徴収されます。

人件費が上がれば社会保険料も上がり、企業の負担は45円以上となります。これが狙いです！

最低賃金が上がって手取りが減るという場合もあります。

また、コロナウイルス関連で多額の助成金が支払われています。

これも「タダ」では済まないでしょう。回収するために雇用保険料や労災保険料の上昇も考えられます。

いずれにしても最低賃金は上昇を続けるでしょうね。



## 令和2年度 地域別最低賃金改定

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	861	令和元年10月3日
青森	793	令和2年10月3日
岩手	793	令和2年10月3日
宮城	825	令和2年10月1日
秋田	792	令和2年10月1日
山形	793	令和2年10月3日
福島	800	令和2年10月2日
茨城	851	令和2年10月1日
栃木	854	令和2年10月1日
群馬	837	令和2年10月3日
埼玉	928	令和2年10月1日
千葉	925	令和2年10月1日
東京	1,013	令和元年10月1日
神奈川	1,012	令和2年10月1日
新潟	831	令和2年10月1日
富山	849	令和2年10月1日
石川	833	令和2年10月7日
福井	830	令和2年10月2日
山梨	838	令和2年10月9日
長野	849	令和2年10月1日
岐阜	852	令和2年10月1日
静岡	885	令和元年10月4日
愛知	927	令和2年10月1日
三重	874	令和2年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
滋賀	868	令和2年10月1日
京都	909	令和元年10月1日
大阪	964	令和元年10月1日
兵庫	900	令和2年10月1日
奈良	838	令和2年10月1日
和歌山	831	令和2年10月1日
鳥取	792	令和2年10月2日
島根	792	令和2年10月1日
岡山	834	令和2年10月3日
広島	871	令和元年10月1日
山口	829	令和元年10月5日
徳島	796	令和2年10月4日
香川	820	令和2年10月1日
愛媛	793	令和2年10月3日
高知	792	令和2年10月3日
福岡	842	令和2年10月1日
佐賀	792	令和2年10月2日
長崎	793	令和2年10月3日
熊本	793	令和2年10月1日
大分	792	令和2年10月1日
宮崎	793	令和2年10月3日
鹿児島	793	令和2年10月3日
沖縄	792	令和2年10月3日